

鳥海高原由利原まつり2023 出店要項

1. 目的 鳥海高原由利原まつりに係る出店申込み及び出店について、この要項に定めるところによる。
2. 出店期間 令和5年8月5日（土）
3. 出店場所 青少年旅行村「ちびっこ広場」他の観光協会由利支部が指定した区域。
16区画程度を予定
4. 出店規格 1区画 間口 5,4m 奥行 3,6m *出店規格を超えて出店可能。超過分に依りて積算する。
由利本荘市観光協会由利支部会員 1区画 10,000円 *市外の方でも可
由利支部会員外の由利本荘市居住者 1区画 20,000円
5. 出店協賛金 上記以外の方 1区画 30,000円
酒類販売を伴う場合は、上記金額に5,000円を追加する。
所定の申込書に記入のうえ、下記に申し込むこと。
〒015-0341 秋田県由利本荘市前郷字御伊勢下4番地1
由利本荘市観光協会由利支部事務局（由利総合支所 産業建設課内）
TEL 0184-53-2114 FAX 0184-53-2962
6. 申し込み ※出店責任者及び出店従事者全員の身分証明書（免許証のコピー可）を添付すること。
※秋田県街商協会加盟者は申込書に会員番号を記入し、会員証の写し（コピー）を添付すること。
併せて、使用電力量も報告すること
※設置場所及び準備できる水・電気が限られているために大量に使用するものについては許可しません。
7. 申込期間 令和5年6月1日（木）～6月20日（火） 事務局必着 平日の、午前9時から午後4時まで受付
申込書を審査し、場合により、由利本荘警察署長と協議のうえ、観光協会由利支部が決定する。
8. 出店許可 応募者多数の場合は、観光協会由利支部会員を優先し、会員以外は抽選とする。
令和5年7月3日（月）までに、出店責任者へ出店の可否を連絡する。
9. 保健所への臨時 出店者は臨時営業許可を申請し、許可書の写しを7月20日（木）まで観光協会由利支部に提出すること。併せて、
営業許可申請 食品賠償共済への加入を義務づけ、保険証も併せて提出すること。
10. 出店許可証 臨時売店・飲食店の準備が整った後に交付する。出店許可証は、店先の見やすい場所に掲示すること。また、秋
田県街商協会加盟者については、会員証プレートを併せて掲示すること。
11. 出店協賛金 出店許可証を受領する際に納付すること。
12. 出店場所割 観光協会由利支部長が決定する。
13. 打ち合わせ 出店許可者は打合せを行います。日時、場所は出店可否の連絡時にお知らせします。
無断で欠席した場合は出店許可を取り消します。
14. 損害の責任 天災、盗難等によるすべての損害に対し、由利本荘市及び由利本荘市観光協会は一切の責任を負わない。
(1)暴力団関係者の出店は許可しない。
(2)臨時売店・飲食店については、出店者が設置する。
(3)出店準備は開催前日正午から当日11時までに終了し、撤去については翌日正午までに終了すること。
(4)食品類を販売する業者については保健所の指示に従うこと。
(5)閉店後は周囲を清掃し、ゴミは分別し持ち帰ってください。
15. その他厳守事 項 (6)由利本荘警察署員及び主催者の指示に従うこと。
(7)出店者使用の車は「通行許可書」をダッシュボードに掲示した車両のみ進入を許可する。
ただし、午後5時から9時までは車両の出入りは禁止する。また所定の場所に駐車すること。
(8)出店従事者については出店申込書のとおりとする。
(9)秋田県街商協会会員については同協会の会則を厳守すること。
(10)来場者とトラブル、出店者同士のトラブルを起こさないこと。

※出店要項に反する行為があった場合には、出店許可を取り消し、ただちに店を撤去させるとともに、今後、市及び観光協会主催の行事等への出店を許可しない。

雨天時、会場が由利中学校体育館に移動した場合の出店は、禁止する。

雨天中止となった場合でも出店協賛金は返金しません。